

【表 面】 裏面もご確認ください。

申請書類チェックリスト

必ず提出が必要となりますので、申請書類についてよく確認をお願いします。

チェック		申請書類	注意事項	取得先
☐	①	特定生産緑地指定意向兼農地等 利害関係人同意確認書【様式3】	○ <u>実印</u> を押印してください。 ○農地等利害関係人が複数人の場合、 全員の同意 が必要です。 ○農地等利害関係人は、生産緑地について所有権、地上権、賃 借権、永小作権、抵当権等を有する方。 ○原則、農地等利害関係人が複数人いる場合、代表者が全員分 とりまとめて提出してください。	市役所から郵送
☐	②	土地登記簿謄本 (全部事項証明書) 【※1】	○指定する土地の筆ごとに必要です。 ○権利者の氏名・住所、面積等は、最新にしてください。 申請後に面積等が変わった場合、再度提出が必要です。 ○インターネットで取得した登記官の押印証明がない登記事項 証明書は、受付できません。 ○ <u>原本</u> の提出	法務局
☐	③	印鑑登録証明書【※1】	○実印を押印される方全員分が必要です。 ○ <u>原本</u> の提出	市役所
☐	④	主たる従事者調書【様式3-2】	○「主たる従事者調書 記入例」を参考に記載してください。	市役所から郵送
☐	⑤	申請書類チェックリスト	○本チェック表に記入の上提出してください。	市役所から郵送
※以下は該当する方のみ※				
☐	⑥	委任状（任意様式）	○第三者に手続きを委任する場合。	
☐	⑦	地積測量図【※1,2】	○ <u>一筆の一部を指定</u> する場合。 ○筆の一部を指定する場合は、 分筆登記が必要 です。 ○ <u>原本</u> の提出	法務局
☐	⑧	住居表示変更証明書【※1】	○登記簿謄本に「大字」等の旧住所が表記されており、転居を していない場合は、添付してください。 ○ <u>原本</u> の提出	市役所
☐	⑨	前住所入りの住民票、戸籍の附 票等 【※1】	○①、②、③が転居前の住所になっている場合は、住所の沿革 がわかる資料を添付してください。 (例：土地登記簿謄本にはA市と記載されているが、現住所はB 市などの場合) ○ <u>原本</u> の提出	市役所
☐	⑩	戸籍謄本、遺産分割協議書等 【※1,3】	○ 相続登記が未完了 の場合 ○相続登記がされていない場合、相続人（相続人未定の場合 は、法定相続人全員）の同意が必要になります。 ○ 詳細は【裏面】を確認ください。	市役所等
☐	⑪	賃借権設定における合意書・農 地賃貸借契約書等	○賃借の関係が分かる書類（作成している場合） ○ <u>写し</u> の提出可	

※1 法務局や市役所などの公的機関が発行する証明書類は、**発行から3ヵ月以内のもの**を提出してください。

※2 測量前に分筆図面（案）を用意したうえで、都市計画課に相談してください。
分筆登記後、新たな登記事項証明書・地積測量図を法務局で取得し、指定申出書に添付してください。
ただし、現在一部指定されている土地の全てを指定する場合は、分筆および地積測量図は不要です。

※3 相続登記がされていない場合、相続人（相続人未定の場合は、法定相続人全員）の同意が必要になります。
その他添付資料も複雑になるため、可能な限り相続登記完了後に必要書類を準備してください。

【裏 面】

■相続登記未了の場合の資料

以下の（ア）～（ウ）いずれかの資料を提出してください。

（ア）遺産分割協議書	○相続人全員と該当生産緑地の記載があるページ。 ○ <u>写し</u> の提出可
（イ）法定相続情報一覧図	○法務局で取得。【※】 ○ <u>原本</u> の提出
（ウ）次の①～②全てを添付。	
①公正証書遺言	○該当する生産緑地及び相続人の記載があるページ。 ○ <u>写し</u> の提出可
②被相続人の戸籍全部事項証明書/ 除籍全部事項証明書など	○出生から死亡までの経過の記載が分かるもの。 ○市役所で取得 ○ <u>原本</u> の提出

※ 法務局が発行する「法定相続情報一覧図」について

法務局が発行する「法定相続情報一覧図」とは、相続人が法務局（登記所）に提出した必要書類を基に、法定相続人が誰であるのかを登記官が証明したものです。詳しい内容は、法務局ホームページをご覧ください。

■指定を【希望しない】場合の扱い

すべての生産緑地において、特定生産緑地指定の希望が無い場合は、以下の資料を提出してください。

特定生産緑地指定意向兼農地等利害関係人同意確認書	○認印可能 ○農地等利害関係人の同意不要 ※ただし、「希望しない」旨は了承を得てください。 ○その他添付資料不要
--------------------------	---

※申請者（土地の所有者）と土地登記簿謄本の権利欄の情報が一致しない場合（相続未登記等）、申請者の権利情報がわかる資料を提出いただく場合があります。

その他書類の不備や不足等があれば、
訂正や追加提出を求める場合がありますのでご了承ください。